

記載例

この記載例は、協議離婚で、婚姻前の氏・戸籍にもどる場合です。
裁判離婚の記載例は、弘前市ホームページに掲載しています。

離婚届

令和 〇年〇月〇日届出
(あて先) 青森県弘前市長

届出時の本人確認

届出の際、窓口で本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード等）を提示いただき本人確認を実施しています。
本人確認書類を提示できない場合でも届出はできますが、後日お知らせを送付させていただきます。

届出時に住民登録をしている住所、世帯主を記入してください。
お引越しや、世帯を別にするなど、住民登録が変更になる場合は、別に届出が必要です。離婚届のみでは住所は変更にはなりません。

両方または一方が亡くなっている場合でも氏名を記入してください。

消せるボールペンは使用できません
署名は必ず本人が自署してください

未成年の子がある場合は、それぞれ親権を行う子の氏名をフルネームで記入してください。

(1) 氏名	夫 弘前 城	妻 弘前 桜
生年月日	昭和 〇年 〇月 〇日	昭和 〇年 〇月 〇日
住所	弘前市大字白銀町 1番地 1号	弘前市大字りんご町 一丁目 2番地 3号
本籍	弘前市大字白銀町 1番地 1番	同上
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 和解
婚姻前の氏にもどる者の本籍	青森市津軽一丁目 12番地 3番	筆頭者 白神 雪子
未成年の子の名	夫が親権を行う子 弘前一郎、弘前二郎	妻が親権を行う子
同居期間	平成 〇年 〇月 から 令和 〇年 〇月 まで	
別居する前の住所	弘前市大字白銀町 1番地 1号	
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自営業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の従業員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用は5） <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
夫婦の職業	夫の職業	妻の職業
届出人署名	夫 弘前 城	妻 弘前 桜

必ず本人が自署してください。押印は任意です。

住所を定めた年月日 記入不要
連絡先 電話 090-1234-5678 夫
080-9876-5432 妻

必ず日中連絡がとれる電話番号を記入してください。

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
届出は、1通でさしつかえありません。
この届出を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本が必要ですから、あらかじめ用意してください。

[そのほかに必要なもの]
調停離婚のとき→調停調書の謄本
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき→和解調書の謄本
認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

戸籍謄本の添付は、令和6年3月1日以降原則不要になりました。

通知	有・無	有・無	有・無
不受理	有・無	有・無	有・無
本籍担当			

必ず本人が署名してください。押印は任意です。

証人	弘前 花子	白神 雪子
生年月日	昭和 〇年 〇月 〇日	昭和 〇年 〇月 〇日
住所	弘前市大字白銀町 1番地 1号	弘前市大字りんご町 一丁目 2番地 3号
本籍	弘前市大字白銀町 1番地 1番	同上

証人が同じ名字の場合でも印は別々のものを押してください。

夫婦間での話し合いで決めた離婚は全て「協議離婚」です。
この場合は、離婚する当事者以外の成人2人が証人欄に署名する必要があります。

「和解」や「調停」等は裁判離婚で、裁判所からの書類が必要です。
この場合、届出人は夫婦の一方で、証人欄の署名は不要となります。

- 婚姻時に氏が変わった方は次の中から選んで書いてください。
- ア) 婚姻前の氏を名のり、婚姻前の戸籍にもどる
→「もとの戸籍にもどる」に☑し、婚姻前の本籍、筆頭者を記入してください。
※もどる戸籍が既に除籍になっている場合は、もどれません。
 - イ) 婚姻前の氏を名のり、自分の新しい戸籍を作る
→「新しい戸籍をつくる」に☑し、新本籍を記入してください。筆頭者は本人です。
 - ウ) 婚姻中の氏を名のり、自分の新しい戸籍を作る
→この欄は記入せずに、別紙「離婚の際に称していた氏を称する届（77条の2の届）」を提出してください。

◆離婚届は、土曜・日曜・祝日及び時間外（午後5時～翌日午前8時30分）でも届出することができます。
この場合、日直等で取り扱うので、前日までに戸籍担当係で下調べをしておいてください。

◆住民登録変更の届出は、平日の午前8時30分～午後5時までになりますので、土曜・日曜・祝日及び時間外に離婚届を提出する場合には、後日改めて住民登録変更の届出をしてください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374

ご不明の点がございましたら、担当の職員にお尋ねください。
弘前市役所市民課戸籍係
電話 0172-35-1111 内線352, 396